

入札公告（物件）

次のとおり一般競争入札を行いますので、四日市港管理組合財務規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 12 号。以下「財務規則」といいます）第 81 条の 2 の規定により公告します。

なお、四日市港管理組合一般競争入札実施要綱第 3 条に基づく公告事項のうち、共通事項については本公告に記載していますが、個別事項については別表に記載していますので、そちらを必ず確認してください。

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する業務概要

業務名、履行場所、業務内容、履行期間並びに予定価格等については別表に記載しています。

ただし、見積徴収型の入札である場合で、予定価格を公表する場合は、競争参加資格確認申請者より提出された参考見積書を参考にして積算し、予定価格と仕様書（仕様書を変更した場合のみ）を改めて公表します。

2 入札方式等に関する事項

落札者決定方式

(1) 価格競争方式

別表で価格競争方式を指定している場合、本業務は、財務規則第 87 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする入札方式の業務です。

(2) 競争参加資格事後審査方式

本業務は、競争参加資格のうち 4（5）アの事前条件審査項目を入札前に審査し、4（5）イの参加資格事後審査項目を開札後に審査する事後審査方式の業務です。

(3) 最低制限価格設定業務

別表で最低制限価格設定業務を指定している場合は、財務規則第 89 条で規定する最低制限価格を設定する業務です。

3 競争参加資格要件に関する事項

本業務の入札に参加できる者は、次の（1）及び（2）に掲げる条件を全て満たしている者としません。

(1) 参加申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件を全て満たしている者となります。ただし、キについては、落札決定までに満たしていれば足りるものとします。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。

イ 四日市港管理組合物件関係入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」といいます。）に別表で指定する業種で登録されている者であること。

ウ 四日市港管理組合物件の買入れ等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。

エ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

カ 別表で指定する地域要件を満たすこと。

キ 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(2) 次に掲げる条件を全て満たしている者とします。

ア 別表で指定する企業要件を満たすこと。

(ア) 履行実績は、元請としての履行実績とし、受注形態が単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限り、）としてのものであることとします（イの技術者要件（履行実績）においても同様とします。）。
(イ) 履行実績の発注機関を「公共機関等」と指定している場合は、次のいずれかの機関であることとします（以下「公共機関等」において同じ。）。
a 国の機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第2項により公示された組織）
b 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）
c 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人

(イ) 履行実績の発注機関を「公共機関等」と指定している場合は、次のいずれかの機関であることとします（以下「公共機関等」において同じ。）。
a 国の機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第2項により公示された組織）
b 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）
c 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人

a 国の機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第2項により公示された組織）

b 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）

c 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人

イ 別表で指定する技術者要件（資格及び履行実績）を満たすこと。

4 入札手続等

本業務の入札に関する手続等、次の（1）から（11）のとおりとなります。

(1) 仕様書の閲覧等

ア 仕様書は、次のとおり閲覧に供します。

なお、一部の資料については、四日市港管理組合ホームページからもダウンロードできます。

四日市港管理組合のホームページアドレス <http://www.yokkaichi-port.or.jp/>

(ア) 閲覧期間

公告日から開札日の前日まで（ただし、四日市港管理組合の休日を定める条例（平成元年四日市港管理組合条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」といいます。）を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時の間は除きます。）

(イ) 閲覧場所

〒510-0011 四日市市霞二丁目1-1 四日市港ポートビル9階

四日市港管理組合閲覧室

電話 059-366-7009（総務課）

イ 仕様書等の複写を希望する者は、別表の「7 公告に関する問い合わせ先」に記載の入札事務担当所属まで連絡し、指示に従ってください。（電磁的記録媒体に複写したものにより交付

する場合があります。)

(2) 質問の提出及び回答

ア 質問の提出

当該入札に対する質問がある場合は、公告日の翌日から別表で指定する仕様書等に係る質問の受付期限まで（ただし、休日を除きます）に、次のとおり質問を提出するものとします。

(ア) 提出方法

書面による持参又は電送（ファクシミリ）により提出するものとします。

なお、電送（ファクシミリ）の場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時の間は除きます。また、最終日は、別表で指定する時間までとします。）の間に、必ず電話により着信の確認をしてください。

また、電話など口頭による質問は受け付けません。

(イ) 提出期間

提出時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします（ただし、正午から午後1時の間は除きます。また、最終日は、別表で指定する時間までとします）。

(ウ) 提出場所

別表の「7 公告に関する問い合わせ先」に記載の入札事務担当所属とします。

イ 質問に対する回答

当該入札に対する質問があった場合は、次のとおり回答するものとします。

(ア) 回答方法

閲覧に供することにより回答します。

(イ) 回答期限

別表で指定する仕様書等に係る質問に対する回答期限までに回答します。

(ウ) 閲覧場所

四日市港管理組合ホームページ入札情報及び、
〒510-0011 四日市市霞二丁目1-1 四日市港ポートビル9階
四日市港管理組合閲覧室
電話 059-366-7009（総務課）

(3) 参加申請書の提出

入札参加希望者は、参加申請書及び次の参加申請時に提出する書類を紙媒体で持参、郵便又は民間事業者による信書便により提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。

参加申請書は、提出場所に2部提出してください。1部は受付印押印後返却しますので、郵便又は民間事業者による信書便により提出する場合は返信用封筒を同封してください（返信に係る送料は申請者負担となります）。

ア（イ）の参加申請時に提出する書類は、提出場所に各1部提出してください。

なお、期限までに参加申請書及び参加申請時に提出を指定する書類を提出しない者は、参加申請を受け付けることができず、入札に参加することはできません。

ア 提出書類

(ア) 参加申請書（競争参加資格確認申請書）

(イ) 参加申請時に提出する書類

a 参考見積書等

別表で参考見積書の提出を指定している場合は、参考見積書及びこれに付随する資料を提出してください。

なお、提出された参考見積書については、文書にて質問を行うことがあります。

b その他

別表でその他を指定している場合は、記載されている書類を提出してください。

イ 提出方法

参加申請書及び参加申請時に提出する書類は、紙媒体を持参、郵便又は民間事業者による信書便により提出するものとします(ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けません)。

ウ 提出期間

公告日から別表で指定する競争参加資格確認申請書提出期限まで(最終日は、別表で指定する時間までに必着するものとします。なお、別表で指定する提出期限までに届かない場合、四日市港管理組合は一切の損害賠償の責を負いません。)

なお、持参による場合の提出時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は、別表で指定する時間まで)とし、正午から午後1時の間は除きます。

エ 提出場所

別表の「7 公告に関する問い合わせ先」に記載の入札事務担当所属とします。

(4) 入札時に提出する書類

別表で指定する入札時に提出する書類を提出してください。

ア 工事費(業務費)内訳書(別表で指定している場合に提出してください)

(ア) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費(業務費)内訳書の提出を求めます。

なお、提出のあった工事費(業務費)内訳書が次のいずれかに該当する者の入札書については、財務規則第94条第7号の規定により無効とします。

また、提出した工事費(業務費)内訳書の不明な点を説明しない者は失格とします。

a 工事費(業務費)内訳書を提出しないとき。

b 工事費(業務費)内訳書の金額と入札額が一致していないとき。

c 一括値引き又は減額の項目が計上されているとき。

(注) 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなします。

d 記載すべき項目が欠けているとき。

(注) 記載すべき項目には、工事名、会社名及び代表者名を含みます。

e その他不備があるとき。

(イ) 工事費(業務費)内訳書は、数量、単価、金額等を記載してください。

(ウ) 工事費(業務費)内訳書は返却しません。

また、工事費(業務費)内訳書の内容については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。

(エ) 工事費(業務費)内訳書の差替又は再提出は認めません。

イ 企業要件(履行実績)及び配置予定技術者(資格及び履行実績)届出書〔四日市港管理組合一般競争入札実施要綱・様式第2-1号〕(別表で指定している場合に提出してください。)

(ア) 企業要件（履行実績）欄

3（2）アの別表で指定する企業要件に係る業務の履行実績を記載してください。

なお、履行実績を確認できる契約書、仕様書（業務内容が分かる程度）、履行確認書等の写しを提出してください。

(イ) 配置予定技術者（資格及び履行実績）欄

別表で配置予定技術者の届出（記載）を必要としている場合は、配置予定技術者（資格及び履行実績）欄の記入が必要です。この場合、記載した資格に係る資格者証及び履行実績の内容が分かる書類の写し等を提出してください。

なお、別表で配置予定技術者の届出（記載）を不要としている場合は、配置予定技術者（資格及び履行実績）欄の記載は不要です。

ウ 納税確認書及び納税証明書（必ず提出が必要です。）

次の（ア）又は（イ）による納税確認書及び納税証明書の写しを提出してください。ただし、開札日から前6か月以内に発行されたものに限りです。

(ア) 三重県内に本店を有する事業者

a 所管県税事務所が発行する全ての県税の納税確認書（無料）

b 所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のない証明用）
（有料）

(イ) 三重県外に本店を有する事業者

a 所管県税事務所が発行する全ての県税の納税確認書（無料）※三重県内に営業所等を有する場合のみ提出が必要

b 所轄税務署が発行する本店分に係る消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のない証明用）（有料）

(5) 競争参加資格の確認項目

競争参加資格の確認については、入札前の事前条件審査及び開札後の参加資格事後審査を実施することとし、確認する項目は次のとおりとします。

なお、参加資格事後審査については落札候補者のみ実施することとします。ただし、落札候補者に競争参加資格がないと認められる場合は、次順位者を落札候補者として参加資格事後審査を実施することとします。

また、くじになった場合にあっては、くじの当選者を落札候補者とします。ただし、くじに当選し落札候補者となった者に競争参加資格がないと認められる場合は、くじ引きの次順位者を落札候補者として、競争参加資格があると認められる落札候補者が決まるまで、くじ引きで決定した落札候補者の順に同様の手続きを繰り返すものとします。

ア 事前条件審査項目

競争参加資格確認申請者の四日市港管理組合物件関係入札参加資格者名簿の登録状況等の基本項目

イ 参加資格事後審査項目

競争参加資格要件に関する全ての項目

(6) 競争参加資格確認結果の通知

入札前の事前条件審査及び開札後の参加資格事後審査における競争参加資格の確認結果は、それぞれ別表に記載する日までに通知する予定です（別表に記載のない場合は、開札日の翌日から

起算して2日以内（ただし、休日は除きます。）に通知する予定です。）。

ただし、事前条件審査結果については、申請者の参加資格がないと認めた場合のみ、また、参加資格事後審査結果については、落札候補者の参加資格がないと認めた場合のみ通知します。

なお、競争参加資格事前条件確認を受けた者が、落札決定日までに競争参加資格を満たさなくなった場合は、競争参加資格を取り消します。

（7）競争参加資格確認申請に係る注意事項

ア 参加申請書及び提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された書類は、返却しません。

ウ 参加資格事後審査項目に係る提出書類について、参加資格事後審査時にその内容確認ができない場合は、追加資料の提出又は再提出（以下「追加提出等」といいます。）を求めることがあります。

追加提出等については、開札日の午後5時までに追加提出等の意思確認がとれ、発注機関が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合にのみ認めるものとします。

上記の時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に提出しなければなりません。

また、競争入札審査会で追加提出等が必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出等を求めることがあります。

（8）競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

ア 請求方法 説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。

なお、書面（様式任意）は持参するものとします。

イ 提出期限 競争参加資格がないと認められた場合の通知日の翌日からその日を起算日として2日以内の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、休日を除きます。）

ウ 提出場所 別表の「7 公告に関する問い合わせ先」に記載の入札事務担当所属とします。

エ 回答方法 説明を求めた者に対し、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して5日以内（ただし、休日を除きます）に書面により回答します。

（9）入札方法

入札にあたっては、次に示すほか、別に配布する「郵便入札」のご案内（注意事項）によりします。

ア 入札執行回数は2回を限度とし、案件ごとに定めるものとします。

ただし、予定価格を事前公表した案件に係る入札執行回数は1回とします。

イ 入札書は書面により、別表で指定する配達指定日に到達するよう「配達日指定郵便」により郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによる。）してください。

なお、配達指定日以外の日に到達した入札書、郵送以外の方法で提出された入札書等は無効とします。

※ 必ず、郵便局にて「配達日指定郵便」として手続をしてください。

ウ 入札書の宛名は管理者宛とし、1件ごとに作成して封書のうえ、入札者の氏名又は法人名及び業務名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら提出してください。

入札書の氏名等の記載は、次のとおり取り扱います。

(ア) 入札者本人の住所及び氏名（法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者氏名。以下同じ。）が記載され押印のある入札書により入札する場合は委任状の提出を必要としません。

(イ) 代理人が代理人名義で入札する場合は、入札書提出前に委任状を提出しなければなりません。この場合、入札書には入札者の住所及び氏名欄に入札者本人の住所及び氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印することとします。

エ 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければなりません。

オ 工事費（業務費）内訳書又は企業要件（履行実績）及び配置予定技術者（資格及び履行実績）届出書等、参加申請時又は入札時に提出する書類についても、特に指示が無い限りは該当する欄には入札者本人の住所及び氏名を記載しなければなりません。

カ 入札書の撤回、差替又は再提出は認めません。

(10) 入札書の郵送提出先及び配達指定日

ア 郵送提出先 〒510-0011 四日市市霞二丁目1-1 四日市港ポートビル9階
四日市港管理組合 経営企画部 総務課 管財・契約担当（入札係）

イ 配達指定日 別表で指定しています。

(11) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 別表で指定しています

イ 開札場所 〒510-0011 四日市市霞二丁目1-1
四日市港ポートビル内（詳細は別表で指定しています。）
電話 059-366-7009

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は、免除します。

イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、財務規則第96条第2項に規定する担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができます。

(ア) 契約保証金の免除

財務規則第97条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第97条第1項第1号、第2号又は第4号に該当する場合を除き、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条規定による再生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続き中の者」といいます）については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(イ) 一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者の取扱い

会社更生（再生）手続中の者のうち一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り。）が契約の相手方となるときは、契約の保障に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の10分の3以上となります。

(2) 入札の辞退及び競争参加資格喪失

入札の辞退及び参加資格喪失に関する取扱いは、次のとおりとします。

ア 参加申請書の提出後、競争参加資格事前条件の確認を受けるまでの間は、参加辞退届を提出することによって参加を辞退することができることとします。

イ 競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、入札書の郵送手続が完了するまでに、入札辞退届を提出することによって入札参加を辞退することができることとします。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加・指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。ただし、その理由について確認を行うことがあります。

ウ 競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、イによる入札を辞退することができる期限以降、落札決定までの間に、競争参加資格条件を満たさなくなったときは、速やかに参加資格喪失届に理由を記載のうえ、その理由を証する書面等を添えて提出しなければなりません。

なお、緊急を要する場合は、電話等（受付は、休日を除く午前8時30分から午後5時までとします。）により参加資格喪失を届け、後日、参加資格喪失届を提出しなければなりません。

エ 入札辞退届又は参加資格喪失届を提出せず、かつ、四日市港管理組合への連絡を怠り指定された応札日時に応札しない場合は、その理由等について調査を行うことがあります。

(3) 開札

ア 郵便入札の開札は、事前に設定した開札予定日時後速やかに行うものとします。

イ 郵便入札による参加者で希望する者は開札に立ち会うことができます。

ウ 立会いを希望する参加者がいないときは、当該入札事務に関係のない四日市港管理組合職員を立ち合わせるものとします。

エ 四日市港管理組合物件関係談合対応マニュアルに該当する場合の開札手続については、当該マニュアルに基づくものとします。

(4) 入札の無効及び失格

ア 本公告に示した競争入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、財務規則第94条各号のいずれかに該当する入札並びに次の（ア）から（ケ）に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、参加申請書の提出日から落札決定日までの期間中に、四日市港管理組合物件の買入れ等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受ける等、3の競争参加資格要件に関する事項に掲げる条件を満たさなくなった者は、入札に参加する資格のない者に該当します。

- (ア) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (イ) 入札者が同一案件の入札に対し二以上の入札をしたとき。
 - (ウ) 入札者が他人の入札の代理をしたとき。
 - (エ) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
 - (オ) 入札者が定刻までに入札書を提出しないとき。（郵送の場合は、指定された場所、日時に到着しないとき。）
 - (カ) 金額を訂正した入札をしたとき。
 - (キ) 記名又は押印を欠く入札をしたとき。
 - (ク) 入札書における誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭なとき。
 - (ケ) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- イ 次のいずれかに該当するときは、その者は失格とします。
- (ア) 最低制限価格を設けた場合で、入札金額が最低制限価格を下回る入札をしたとき。
 - (イ) 提出した工事費（業務費）内訳書の不明な点を説明できないとき。
 - (ウ) その他入札の執行を妨げたとき。

(5) 入札における不正・不誠実な行為

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければなりません。なお、次のいずれかに該当する場合は不正・不誠実な行為とみなします。

- ア 入札参加者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ったとき。
- イ 入札参加者が、入札において、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、技術資料又は入札意思について相談したことが認められたとき。
- ウ 入札参加者が、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を故意又は過失によって開示又は漏洩したことが認められたとき。
- エ 事前に公表した予定価格を超えた応札をしたとき。
- オ (2) ウで届けた理由又は内容が、虚偽若しくは著しく事実と反すると認められるとき。
- カ 四日市港管理組合物件関係談合対応マニュアルに基づく調査に協力しないとき。

(6) 落札者の決定

ア 本業務が価格競争方式である場合、財務規則第87条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とします。ただし、最低制限価格を設けた場合にあっては、その価格を下回る入札をした者は失格とし、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。

なお、落札となる額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者のくじにより落札候補者を決定します。

イ 落札者の決定は、落札候補者について4(5)イによる参加資格事後審査により競争参加資格があると認められた場合に行います。

ウ アによりくじを実施する場合、開札場所にてくじを実施します。

その際、最初にくじを引く順番を決めるためのくじを引き、その後、本くじを引くものとします。

くじを実施するにあたって、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代え

て、当該入札事務に関係のない四日市港管理組合職員がくじを引くこととします。

エ 落札者を決定したときは、四日市港管理組合ホームページで公表します。

オ 四日市港管理組合物件関係談合対応マニュアルに該当する場合は、原則として、落札決定を保留します。

また、発注者が必要と判断した場合は、落札決定を保留することがあります。

なお、入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取り止めることがあります。

(7) 落札の失効

契約書（本業務が、議決案件である場合は仮契約書）の提出を定めた日までに落札者が契約書を提出しないときは、財務規則第101条の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

(8) 契約の締結

ア 本業務が議決案件である場合、落札決定後に落札者と仮契約を締結し、四日市港管理組合議会の議決を得た後に本契約を締結します。

イ 落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等（施工計画、資金計画等を含む）を判断し、契約締結前（議決案件にあつては仮契約締結前）であれば落札決定を取り消すことができるものとします。

ウ 落札決定後、入札参加資格の制限又は四日市港管理組合物件の買入れ等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止（以下「資格停止等」といいます。）を受けた場合は、契約締結前（議決案件にあつては仮契約締結前）であれば落札決定を取り消すことがあります。なお、本業務が議決案件である場合で、仮契約締結後に資格停止等を受けたときは、仮契約を解除することがあります。

(9) 変更契約

契約後の設計変更の際には、当初の請負比率で変更請負額を算定します。

(10) 入札の中止等

ア 天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は中止することがあります。

イ 入札者が1者だけの場合は、入札を中止することがあります。

ウ ア、イの場合における費用は、入札者の負担とします。

(11) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、四日市港管理組合に対して苦情申立てを行うことができます。

(12) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(13) 契約書作成の要否

要

(14) 参加申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし四日市港管理組合物件の買入れ等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(15) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。

- (16) 契約締結後、受注者（受注者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が、四日市港管理組合の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不相当であると認められるときは、契約を解除することができるものとします。
- (17) 本公告に定める規定により、落札決定を保留又は取り消した場合、又は仮契約若しくは本契約を保留又は解除した場合、四日市港管理組合は一切の損害賠償の責を負いません。
- (18) 参加資格事後審査の時点で落札候補者とならなかった参加者の中に、結果として無効な応札をした者が含まれていても、落札者決定事務を妨げないものとします。また、くじを引く場合についても同様とします。
- (19) 入札をした者は、入札後において、本公告及び設計図書等についての不明を理由として苦情又は異議を申し立てることはできません。
- (20) 本公告に関する問い合わせ先
別表の「7 公告に関する問い合わせ先」に記載しています。